

（仮称）草津市歴史資料館整備基本構想 概要

歴史資料館の整備にあたっては、令和4年3月に見直しが行われた『草津市文化芸術機能等施設整備基本計画』において、本市の文化財を代表する3つの国指定史跡(史跡芦浦観音寺跡・史跡草津宿本陣・史跡野路小野山製鉄遺跡)の近辺において、それぞれの特色に応じた機能を有する施設を整備することが効果的であると整理しました。

本構想はこれを受け、3史跡のうち「史跡芦浦観音寺跡」近辺に整備する歴史資料館における歴史資産の保存・展示・公開・活用 の考え方について検討するものです。

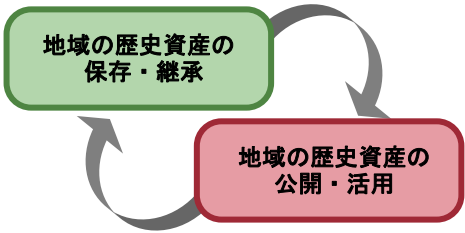
➤ 現状と課題（第1章－5）

公開	〔現状〕 展示公開施設は草津宿街道交流館のみ。重要文化財を展示公開できる市立施設はない 〔課題〕 重要文化財を含む豊かな歴史資産を展示公開する機会の創出
発信	〔現状〕 広報紙・インターネット等での情報発信、講演会・ワークショップ等の普及啓発を実施 〔課題〕 様々な手段による情報発信と普及啓発の実施
保存	〔現状〕 文化財を収蔵・保管する市立の施設がなく、多くが市外施設に寄託されている 〔課題〕 文化財を適切に保存する環境の整備
地域連携	〔現状〕 所有者や関係団体の協力のもと、文化財の展示公開や普及啓発イベント等を実施 〔課題〕 地域や周辺観光施設との連携
デジタル化	〔現状〕 歴史資料の調査研究や展示公開、情報発信等の一部デジタル技術を導入 〔課題〕 デジタル技術の活用(DX推進、文化財が被災した際の備え)

➤ 整備の目的（第2章－1）

本市の歴史資産は、長い歴史の中で育まれ、先人らの努力により今日まで守り伝えられたものであり、すべての人にとっての貴重な財産です。

本資料館の整備の目的は、これらを将来にわたって継承していくため、歴史資産を守り伝える「保存・継承」と、多くの人に親しんでいただく「公開・活用」を、互いに欠くことのできない一体の事業として実施していくこととします。



➤ 目指すべき姿（第2章－2）

- ① 歴史文化を通じて地域の魅力を発見できる機会を提供します
- ② 歴史資産の保存・継承に資する活動を行います
- ③ 地域や周辺施設と連携し、まちの魅力向上につなげます
- ④ 史跡芦浦観音寺跡の公開との相乗効果の創出を目指します
- ⑤ 歴史資産の保存・継承、公開・活用を通して SDGs 達成に取り組みます

➤ 機能の方向性（第3章－1）

博物館法(昭和26年法律第285号)において定義される博物館の目的に準じた4つの機能を備えるものとし、それぞれの機能は相互に支え、連携していくものとします。

